

令和8年度 償却資産(固定資産税)申告の手引

唐 津 市

申 告 期 限	<u>令和8年2月2日（月）</u> ※提出期限間近になりますと、窓口が大変混雑しますので、 お早めにご提出くださいますようお願いいたします。
申 告 書 類	• <u>償却資産申告書（償却資産課税台帳）</u> • <u>種類別明細書（増加資産・全資産用）</u> ホームページから ダウンロードできます  ※資産の増減がない場合でも、申告は必要です。
申 告 方 法	• 窓口（本庁または各市民センター） • インターネット（eLTAX 利用） • 郵送 ※郵送により申告する場合で、申告書の控え（受付印押印済）が必要な方は、返信の宛先を記載し、切手を貼った返信用封筒を同封してください。
提 出 先 (問い合わせ先)	〒847-8511 佐賀県唐津市西城内1番1号 <u>唐津市役所 市民環境部 税務課 固定資産係</u> ☎0955-72-9118 ※提出については、各市民センター税務担当窓口でも受け付けます。

《はじめに》

平素より、本市の税務行政にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産…構築物や機械、器具・備品等）についても課税の対象となります。償却資産を所有されている方は、毎年1月1日（賦課期日）現在の所有状況を資産の所在地の市町村長に対して申告することが義務付けられています。（地方税法第383条）

つきましては、この「申告の手引」を参照のうえ申告書等を作成していただき、期限までにご提出くださいますようお願いいたします。

《目次》

I	償却資産の申告について.....	1
1	償却資産とは.....	1
2	申告する必要がある方.....	1
3	提出書類.....	1
4	電子申告について.....	2
II	償却資産の課税対象.....	2
1	申告の対象となるもの.....	2
2	申告の対象とならないもの.....	3
3	少額資産等の取扱い.....	4
4	リース資産について.....	4
5	実地調査について.....	4
6	家屋の建築設備と償却資産の区分.....	5
7	主な業種別の償却資産.....	6
8	主な償却資産の耐用年数表.....	7
9	国税と市税の取扱いの相違点.....	8
10	固定資産の軽減措置等について.....	8
III	償却資産の評価と課税の仕組み.....	9
1	評価額の計算式.....	9
2	税額の計算方法・免税点.....	9
3	定率法による減価率と減価残存率.....	9
IV	申告書類の作成方法.....	10
1	作成していただく書類.....	10
2	償却資産申告書の記入例.....	11
3	種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例.....	12

I 償却資産の申告について

1 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供する事ができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます。）をいいます。（地方税法第341条第4号）

※主な業種別の償却資産の例については、6ページをご覧ください。

2 申告する必要がある方

唐津市内に償却資産を所有している人は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在に所有している償却資産について申告することが義務付けられています。

※資産の増減がない場合でも、資産を所有している限り、毎年申告が必要になります。

3 提出書類

（1）提出書類

償却資産申告書（償却資産課税台帳）、種類別明細書（増加資産・全資産用）、
その他必要な書類

※必要に応じて、減価償却費の計算の写し（個人）、固定資産台帳の写し（法人）等の提出をお願いする場合があります。

（2）番号法に定める本人確認の資料

償却資産申告書はマイナンバー（個人番号12桁）または法人番号（13桁）の記載が必要です。（共有の場合は記載不要です。）マイナンバー（個人番号）を記載した申告書を提出いただく場合、番号法に定める本人確認を行います。その際、次の確認用資料を用意してください。郵送の場合は写しなどの添付が必要になりますのでご注意ください。

※個人番号が記載されていなくても、申告書は有効なものとして受理します。

【本人が提出する場合】

番号確認資料		身元確認資料
・マイナンバーカード（裏面） ・住民票（個人番号が記載されたもの） 上記のうち、いずれかを提示してください。	+	・マイナンバーカード（表面） ・運転免許証 ・パスポート など 上記のうち、いずれかを提示してください。

※本人が提出する場合、マイナンバーカードを提示することで番号と身元を同時に確認できます。

【代理人が提出する場合】

本人の番号確認資料		代理人の身元確認資料		代理権確認資料
・本人のマイナンバーカード（裏面） ・本人の住民票（個人番号記載のもの） 上記のうち、いずれかを提示してください。	+	・代理人のマイナンバーカード（表面） ・代理人の運転免許証 ・代理人の税理士証 など	+	・税務代理権限証書（税理士） ・委任状 上記のうち、いずれかを提示してください。

4 電子申告について



eLTAXにより、所定の手続きに従って、インターネット上から申告することができます。
ご利用開始・利用方法については、eLTAX ヘルプデスクまでお問い合わせください。

■ ホームページ：<<https://www.eltax.lta.go.jp>>

■ 電話：0570-081459

エルタックス

検索



Ⅱ 償却資産の課税対象

1 申告の対象となるもの

- (1) 税務会計上固定資産に計上し、減価償却の対象となる資産
- (2) 耐用年数が2年以上かつ取得価格が10万円以上の資産
※取得価格が10万円未満であっても固定資産として計上されている資産については申告対象
- (3) 税務会計上耐用年数を経過し、償却済みの資産（事業の用に供することができる資産であれば、耐用年数が経過していても申告が必要です。）
- (4) 帳簿に記録されていない資産（簿外資産）
- (5) 遊休資産または未稼働の資産であっても、事業の用に供することができる資産
- (6) 減価償却を行っていない場合でも、本来は減価償却が可能な資産
- (7) 従業員の福利厚生の用に供されている設備、備品などの資産
- (8) 他の事業所に貸し付けている資産（いわゆるリース資産）
- (9) 割賦購入資産で、割賦金を未完済であっても、既に事業の用に供することができる資産
- (10) 資産の価値を増加させるためにした修理、改良などの費用（資本的支出、改良費）
- (11) 大型特殊自動車（車両番号の分類番号が「0、00～09、000～099」
「9、90～99、900～999」のもの）※移動性償却資産、建設用機械などの可動性償却
資産は、主たる定置場が唐津市内である場合、唐津市に申告してください。
- (12) 賃借人（テナント）等が施工した内装、造作及び建築設備等の資産（特定付帯設備）
※賃借人（テナント）等が施工したものは、地方税法第343条第10項及び唐津市税
条例第54条第8項の規定により、賃借人が償却資産の申告をする必要があります。
- (13) 中小企業者等の少額資産の特例により損金算入した30万円未満の資産

2 申告の対象とならないもの

- (1) 一時に損金（必要な経費）に算入された、取得価格10万円未満の資産
- (2) 3年間で一括して損金（必要な経費）に算入された、取得価格20万円未満の資産
- (3) 牛、馬、果樹その他の生物（観賞用や興行用の動植物は申告対象）
- (4) 無形固定資産（電話加入権、特許権、実用新案権、ソフトウェアなど）
- (5) 家庭用にのみ使用される資産（家庭と事業で共用される資産は申告対象）
- (6) 土地、家屋
- (7) たな卸資産（商品、製品、半製品、消耗品で貯蔵中のものなど）
- (8) 繰延資産（創業費、開業費など）
- (9) リース資産（ただし、無償譲渡される資産、割賦で購入する資産は申告対象）
- (10) 用途廃止資産（生産方式の変更・機能劣化・旧式化などにより将来とも使用しないもので、有価除却の対象とした資産。）
- (11) 自動車税が課税される自動車、軽自動車税が課税される軽自動車

※小型特殊自動車は軽自動車税の対象です。

（別途、軽自動車税（種別割）の申告が必要です。）

下記の該当要件を満たすものは償却資産申告の対象外になりますのでご注意ください！

車両の種類			該当要件
小型特殊自動車	農耕用	農耕トラクター、コンバイン、田植機、農業用薬剤散布車など	乗用装置があるもので、最高速度が時速 35 km 未満のもの <u>※歩行型は、償却資産の課税対象</u>
	その他	フォークリフト、ショベルローダ、タイヤローダ、ロードローラなど	車両の長さ 4.7m以下、車両の幅 1.7m以下、車両の高さ 2.8m以下、最高速度 時速 15 km 以下のすべてを満たすもの

3 少額資産等の取扱い

国税の取扱い	市税（固定資産税）の取扱い
取得価額 10 万円未満の資産のうち、 一時に損金（必要な経費）に算入されたもの	申告不要（課税対象外）
取得価額 20 万円未満の資産のうち、 3 年で均等償却したもの（一括償却資産）	申告不要（課税対象外）
取得価額 30 万円未満の資産で、取得価額の全額を損金に算入する特例適用を受けたもの（即時償却）	課税対象のため <u>要申告</u>
個別減価償却	課税対象のため <u>要申告</u>

4 リース資産について

リース資産については、契約の内容により、資産を貸している方が申告する場合と、資産を借りて事業をしている方が申告する場合があります。詳しくは、次の表のとおりです。

リース契約の内容	資産を借りている方	資産を貸している方
通常の賃貸借契約によるリース資産 （期間満了と同時に資産が回収されるような場合）	申告不要	資産の貸出先の市町村へ申告
売買にあたるようなリース資産 （所有権留保付割賦販売等の、リース期間満了後に 資産が使用者の所有物になるような場合）	自己の資産として申告	申告不要

※ なお、平成 20 年 4 月 1 日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第 64 条の 2 第 1 項又は所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース資産（所有権移転外ファイナンスリース取引にかかるリース資産）で、所有者（貸し手側）が当該リース資産を取得した時の取得価額が 20 万円未満である場合、償却資産の申告対象から除外されます。（地方税法施行令 49 条ただし書）

5 実地調査について

申告書の受理後、地方税法第 353 条（質問検査権）及び第 408 条（実地調査）に基づいて、電話による問合せや、資料の提出依頼及び実地調査を行うことがありますので、その際にはご協力ください。なお、検査拒否にあたる場合は、地方税法第 354 条の規定により過料を科されることがあります。また、実施調査に伴い、修正申告が必要な場合があります。その際には、現年度のみでなく、5 年度分まで遡及して修正することや家屋の評価を変更することもありますので、ご承知ください。過年度分について追加課税となった場合は、通常と異なり、納期は 1 回となります。

6 家屋の建築設備と償却資産の区分

家屋に取付けられ、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める設備（電気設備、衛生設備、空調設備など）は、原則として家屋に含めて取り扱います。下記表は、償却資産と家屋の一般的な区分の例示であり、償却資産となるものは申告が必要になります。

※ただし、賃借人（テナント入居者）が施工した内装、造作及び建築設備等の資産は下記表の区分に関わらず、償却資産として賃借人が申告をする必要があります。

設備の種類		償却資産となる資産（申告対象）	家屋に含まれる資産（申告不要）
内装（床、壁、造作等）		賃借人（テナント）等が施工した建築設備等	工事一式
電気設備	受変電設備	設備一式（配線・配管を含む）	—
	予備電源設備	蓄電池・発電機設備（配線・配管を含む）	—
	動力、配線設備	業務用の設備一式（配線・配管を含む）	左記以外の設備
	中央監視制御装置	装置一式（配線、配管を含む）	—
	照明設備	屋外の照明設備	屋内の照明設備、分電盤
	電話設備	電話機、交換機等の装置	左記以外の設備
	拡声設備	マイクロホン等の機器類	左記以外の設備
	インターホン設備	—	親機、子機、配管、配線、集合玄関機等
	電気時計設備	時計、配電盤等の装置・機器類	配線及び配管
	TV 共聴設備	テレビ、カメラ等	屋内配管、アンテナ、ケーブル
空調設備		壁掛・窓掛等のルームエアコン、業務用空調設備	家屋と一体となっている設備（天井や壁面などへの埋め込み式のもの等）
消火設備		ホース及びノズル、消火器等	消火栓設備、スプリンクラー設備
給排水設備		屋外の給排水設備、引込工事、業務用給排水設備	左記以外の設備
給湯設備		給湯設備（ユニットバス等を除く）業務用給湯設備	中央制御式給湯設備、ユニットバス用給湯設備、エコキュート
運搬設備		工場用ベルトコンベアー等	エレベーター、エスカレーター等 家屋と一体の設備一式
厨房設備・洗濯設備等		顧客の求めに応じるサービス設備一式（百貨店、旅館、飲食店、クリーニング業等）	サービス設備以外の設備一式
コンピュータ設備		機器・端末一式、LAN 設備（配線・配管を含む） POS システム（配線・配管を含む）	
間仕切り		移動、撤去ができるもの	
外構工事		門、塀、舗装路面、砂利敷き、融雪装置、擁壁、外構、庭園、ポール等	
その他		カーテン、ブラインド、袖看板、文字看板、避難器具、総合郵便受等	

7 主な業種別の償却資産

小売業

商品陳列ケース・陳列棚・
自動販売機・冷蔵庫等



飲食業

接客用家具・厨房設備・
自動食器洗浄機・製氷機・
ショーケース等



理美容業

理美容用椅子・洗面設備・
タオル蒸器・テレビ等



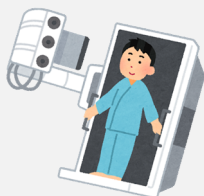
クリーニング業

洗濯機・脱水機・乾燥機・
プレス・ドライ機等



医療業

診察台・CTスキャン・
心電計・手術機器・ベッド
X線装置・レントゲン・
医療ガス設備等



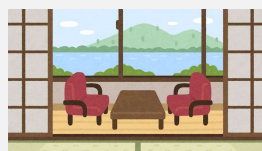
駐車場業

柵・照明等の電気設備・
駐車装置(機械設備)・
フェンス等



宿泊業

客室設備(ベッド・家具・
テレビ等)・温泉井戸・
温泉循環器・放送設備等



娯楽業

パチンコ台・パチスロ台
島設備・ゲームマシン・
両替機・カラオケセット等



印刷業

各種印刷機・活字盤
鋳造機・裁断機等



建設業

ブルドーザー・パワーショ
ベル等の大型特殊自動車
(自動車・軽自動車税の対
象を除く)・ポータブル発
電機・コンクリートカット
ー・ミキサー等



自動車関連業

プレス・洗車機・コンプレ
ッサー・ジャッキ・溶接機・
地下タンク・投光器等



工場・鉄工業

鉄盤・ボール盤・プレス盤・
看板・洗浄給水設備・
貯水設備・福利厚生設備等



電気供給業

太陽光発電設備
風力発電設備等



船舶業

船・エンジン・レーダー・
計測装置・魚群探知機等



農業

農業用機械(噴霧器・選果機・
加温機)・ビニールハウス・
予冷庫・精米機・葱洗い機・
ヒートポンプ・ドローン等



不動産賃貸業

駐車場舗装・看板・電力引込線・
屋外給排水管・門扉・フェンス・
緑化設備(植木等)・堀・外灯・
防犯カメラ・Wi-Fi 設備等



8 主な償却資産の耐用年数表

種類	構造又は用途等	耐用年数	種類	構造又は用途等	耐用年数
建物 附属設備	電気及び照明設備（蓄電池電源設備） 〃（その他のもの）	6 15	器具 工具 及び 備品	複写機、計算機（電子計算機を除く）、 タイムレコーダー、その他これらに類するもの	5
	給排水又は衛生設備（ガス設備など）	15		ラジオ、テレビ、テープレコーダーその他の音響機器	5
	可動間仕切り（簡易なもの） 〃（その他のもの）	3 15		応接セット 看板、ネオンサイン及び気球	8 3
	日除け設備（主として金属のもの） 〃（その他のもの）	15 8		理容又は美容機器 自動販売機	5 5
				主として金属製のもの その他のもの	10 5
構 築 物	緑化施設及び庭園（工場用） 〃（工場用以外）	7 20	機 械 及 び 装 置	総合工事業用設備 ブルドーザー、パワーショベルその他の 自走式作業用設備	6
	舗装道路・舗装路面（コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷、石敷のもの） 〃（アスファルト敷、木れんが敷のもの） 〃（ビジュアル敷のもの）	15 10 3		その他の建設工業設備 事業用太陽光発電設備（屋根材一体型を除く）	17
	立体駐車場設備（金属造りのもの） ビニールハウス（鉄骨） ビニールハウス（パイプ） 外灯（街路灯）	15 14 8 10		農業用設備 歩行型トラクター 耕うん整地用機具 耕土造成改良用機具 栽培管理用機具 防除用機具 穀類収穫調整用機具 飼料作物収穫調整用機具 果樹、野菜又は花き収穫調整用機具 その他の農作物収穫調整用機具 農産物処理加工用機具（精米機又は精麦機を除く） ヒートポンプ 動噴 加温機 家畜飼養管理用機具	7
	鋼船（しゅんせつ船及び砂利採取船） 〃（発電船及びとう載漁船） 〃（ひき船） 〃（その他のもの） 木船（とう載漁船） 〃（しゅんせつ船及び砂利採取船） 〃（動力漁船及びひき船） エンジン、レーダー、計測装置 ウインチ	7 8 10 12 4 5 6 5 5			
	事務机、事務いす及びキャビネット 主として金属製のもの（ロッカー） その他のもの 陳列棚及び陳列ケース 冷凍機付又は冷蔵機付のもの その他のもの 冷房用又は暖房用機器（エアコン） 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 食事又は厨房用品 陶磁器製又はガラス製のもの その他のもの 電子計算機 パソコン（サーバー用を除く） その他のもの（レジスター） ベッド LAN 設備 金庫	15 8 6 8 6 6 2 5 4 5 8 10 20		漁業用設備、水産養殖業用設備 飲食店用設備 厨房設備 自動食器洗浄機	5 8
器 具 工 具 及 び 備 品				注意 耐用年数が分からない場合は、 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令の別表第1,2,5,6に掲げる耐用年数」（所得税、法人税の申告の際に使用する耐用年数） を記入してください。	

9 国税と市税の取扱いの相違点

国税と市税では申告の際、次表のとおり取扱いの異なる点がありますので、ご注意ください。

項 目	市税の取扱い（償却資産）	国税の取扱い（法人税・所得税）
償却計算の基準日	賦課期日（1月1日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	一般の資産は、 固定資産評価基準で定める定率法 ※法人税法等の旧定率法で用いる 減価率と同じ	一般の資産は、 定率法・定額法の選択制度
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳	認められません ※補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮を行った場合は、圧縮前の取得価額としてください。	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます（租税特別措置法）
評価額の最低限度	取得価額の5%	備忘価格（1円）
少額の減価償却資産 （使用可能期間が1年未満か取得 価額が10万円未満の資産）	損金算入したものは課税対象外	損金算入が可能 （法人税法施行令第133条または 所得税法施行令第138条）
一括償却資産 （取得価額が20万円未満 の減価償却資産）	損金算入したものは課税対象外	3年間で損金算入が可能 （法人税法施行令第133条または 所得税法施行令第139条）
即時償却資産 （中小企業者等の方が租税特別措 置法を適用して取得された10万円 以上30万円未満の減価償却資産）	課税対象になります	損金算入が可能 （租税特別措置法第28条の2 または同法第67条の5）

10 固定資産の減免・軽減等について

地方税法及び条例の規定により固定資産税が軽減される場合があります。

非課税・特例の対象となる資産については、種類別明細書右端の摘要欄に非課税・特例の該当資産であることをご記入ください。

添付書類等の詳細については、市役所税務課固定資産係までお問い合わせください。

（1）非課税となる償却資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に定める資産については非課税となります。

（2）課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3、同法附則第15条、15条の2及び15条の3に定める資産については、規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。

（3）固定資産税の減免が適用される償却資産

地方税法第367条（固定資産税の減免）の規定に基づき、所有者から申請があった場合、固定資産税の全部又は一部が免除になります。

Ⅲ 償却資産の評価と課税の仕組み

1 評価額の計算式

償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、所有している償却資産 1 品ごとに賦課期日（1 月 1 日）現在の評価額を算出します。

前年中に取得した資産（初年度）	前年前に取得した資産（2 年度目以降）
評価額＝取得価額× $\frac{(1-\text{減価率} \times 1/2)}{\text{減価残存率}}$	評価額＝前年度の評価額× $\frac{(1-\text{減価率})}{\text{減価残存率}}$

2 税額の計算方法・免税点

$$\text{税 額} = \frac{\text{課税標準額}}{(1,000 \text{ 円未満切捨})} \times \text{税 率} (1.4\%)$$

※償却資産の課税標準額の合計が 1 5 0 万円未満の場合（免税点未満）は課税されません。

3 定率法による減価率と減価残存率

耐用 年数	減 価 残 存 率		減価率	耐用 年数	減 価 残 存 率		減価率
	A：前年中取得	B：前年前提取得			A：前年中取得	B：前年前提取得	
1	-	-	-	16	0.933	0.866	0.134
2	0.658	0.316	0.684	17	0.936	0.873	0.127
3	0.732	0.464	0.536	18	0.940	0.880	0.120
4	0.781	0.562	0.438	19	0.943	0.886	0.114
5	0.815	0.631	0.369	20	0.945	0.891	0.109
6	0.840	0.681	0.319	21	0.948	0.896	0.104
7	0.860	0.720	0.280	22	0.950	0.901	0.099
8	0.875	0.750	0.250	23	0.952	0.905	0.095
9	0.887	0.774	0.226	24	0.954	0.908	0.092
10	0.897	0.794	0.206	25	0.956	0.912	0.088
11	0.905	0.811	0.189	26	0.957	0.915	0.085
12	0.912	0.825	0.175	27	0.959	0.918	0.082
13	0.919	0.838	0.162	28	0.960	0.921	0.079
14	0.924	0.848	0.152	29	0.962	0.924	0.076
15	0.929	0.858	0.142	30	0.963	0.926	0.074

取得価格 700,000 円、取得年月 令和 7 年 7 月、耐用年数 3 年の場合

上記 減価残存率表より

◆前年中取得のものの減価残存率・・・0.732

◆前年前提取得のものの減価残存率・・・0.464

令和 8 年度の評価額 700,000 円×0.732 = 512,400 円

令和 9 年度の評価額 512,400 円×0.464 = 237,753 円

令和 1 0 年度の評価額 237,753 円×0.464 = 110,317 円

令和 1 1 年度の評価額 110,317 円×0.464 = 51,187 円

令和 1 2 年度の評価額 51,187 円×0.464 = 23,750 円 < 35,000 円

※令和 1 2 年度で算出額が取得価格の 5%（35,000 円）より小さくなるので、以降は当該資産が除却となるまで 35,000 円の評価となります。

Ⅳ 申告書類の作成方法

記入上の注意

- ・ 記入にはボールペンを用いてください。
- ・ 記入前に、2～7ページをご確認ください。
- ・ 規定の様式に準じていれば、自社電算等による様式で申告することができます。
ただし、提出の際、同封の申告書（提出用）を必ず添付してください。

1 作成していただく書類

①「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」

前年度までの申告内容により、住所、氏名及び取得価額等を印字しております。
資産の増減などに関らず、日中連絡が取れる電話番号を必ず記入してください。

1月1日（賦課期日）現在、市内で事業をされていない方については、以下「18備考」欄の記入例を参照の上、記入してください。

理 由	「18備考」欄の記入例
倒産・廃業した	「倒産（廃業）年月日」を記入してください。
市外に転出した	「〇年〇月〇日転出」と記入してください。
個人死亡 ⇒ 個人継承	「〇年〇月〇日△△死亡につき、□□が資産継承」と記入してください。
個人廃業 ⇒ 法人設立	「〇年〇月〇日法人設立。法人名□□(株)」などと記入してください。
休業した	「〇年〇月〇日休業」と記入してください。
市内事業所なし	「唐津市内に事業所なし。登記簿上の所在地は唐津市だが、〇〇市で営業」などと記入してください。

※詳しい記入例については、11ページをご覧ください。

②「種類別明細書（増加資産・全資産用）」

前年度までに申告されている資産が、すべて印字されています。

1月1日（賦課期日）現在の償却資産を全てご記入ください。

資産の状況	種類別明細書の記入例
増加した	空欄の行に新たに 資産種類、資産名、数量、取得年月、取得価格、耐用年数 を記入してください。
減少(廃棄)した	減少した資産を二重線で削除の上、右端の摘要欄に 廃棄(減少)した年 を記入してください。（例：R6年8月廃棄 等）
資産を受け入れた	右端の摘要欄に 資産を受け入れた年 を記入してください。 （例：R6年7月受け入れ 等）
以前申告した資産に 変更・修正がある	修正・変更がある箇所は二重線で削除の上、正しい事項をご記入ください。 変更内容について、右端の摘要欄に記入してください。 （例：取得価額修正等）

※詳しい記入例については、12ページをご覧ください。

1 償却資産申告書の記入例

◆前年度までの申告内容により、住所、氏名及び取得価額等を印字した申告書を同封します。
初めて申告される方へは印字された申告書は同封していません。

令和 8 年 1 月 7 日		令和 8 年度		※ 所 有 者 コー ド	
佐賀県唐津市長 様		償却資産申告書 (償却資産課税台帳)		98765432	
1 (ふりがな) 住 所 又は納税通知書送付先	〒847-8511 唐津市西城内1番1号 (電話 72-●●●●)		3 個人番号又は法人番号	1234567890123	
2 (ふりがな) 氏 名 法人にあってはその名称及び代表者の氏名	株式会社 唐津商事 (印) は不要で (屋号 café 西城内)		4 事業種目 (資本金等の額)	飲食業 (8 百万円)	
			5 事業開始年月	H4年 4月	
			6 この申告に回答する者の係及び氏名	経理部 唐津 花子 (電話 72-●●●●)	
			7 税理士等の氏名	唐津一郎 税理士事務所 (電話 72-●●●●)	
8 短縮耐用年数の承認	有 ・ 無		9 増加償却の届出	有 ・ 無	
10 非課税相当資産	有 ・ 無		11 課税標準の特例	有 ・ 無	
12 特別償却又は圧縮配賦	有 ・ 無		13 税務会計上の償却方法	定率法 ・ 定額法	
14 青色申告	有 ・ 無		15	① 唐津市西城内1番1号(自己所有)	
資産の種類	前年までに取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ))	(ニ)
1 構築物	1 9 1,840,000	2 0 0	2 1 0	2 2 1,840,000	
2 機械及び装置	0	0	1,000,000	1,000,000	
3 船舶	0	0	0	0	
4 航空機	0	0	0	0	
5 車両及び運搬具	0	0	0	0	
6 工具、器具及び備品	1,845,000	1,160,000	215,000	900,000	
7 合計	3,685,000	1,160,000	1,215,000	3,740,000	
資産の種類	評 価 額 (ホ)	決 定 価 格	課 税 標 準 額 (ト)	16 市(区)町村内における事業所等資産の所在地	
1 構築物				唐津市西城内1番1号(自己所有)	
2 機械及び装置				唐津市大石小路1番1号(借家)	
3 船舶				③	
4 航空機				④	
5 車両及び運搬具				貸主の名称等	
6 工具、器具及び備品				唐津リース社	
7 合計				唐津市北城内1番1号	
				72-●●●●	
				17 事業所用家屋の所有区分	
				自己所有 ・ 借家	
				18 備考(添付書類等)	

※1～17までの欄は、必ずご記入ください。印字されている内容に変更等がある場合は、その箇所を二重線で消し、余白に正しい内容を記入してください。

1 住所又は納税通知書送付先

印字されている内容に変更がある場合は、二重線を引いて訂正し、正しい内容を記入してください。法人の場合は、本店所在地を記入してください。電話番号は、必ず記入してください。

2 氏名(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

法人の場合は法人名称と代表者氏名、個人の場合は氏名(事業主)及びふりがなを記入してください。

3 個人番号又は法人番号

個人の場合…個人番号(マイナンバー)を記入してください。
法人の場合…法人番号を記入してください。

4 事業種目

事業種目を具体的に記入してください。(例:農業・不動産業など)
また、法人の場合は資本金又は出資金を記入してください。

5 事業開始年月

事業開始年月(法人設立年月)を記入してください。

6 この申告に回答する者の係及び氏名

氏名及び連絡がとれる電話番号を記入してください。

7 税理士等の氏名

経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記入してください。

8 短縮耐用年数の承認等

該当する項目を○で囲んでください。

14

15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地

唐津市内における事業所等資産の所在地を記入してください。

16 借用資産(有・無)

借用(リース)資産の有無を○で囲んでください。
借用(リース)資産がある場合は、リース会社等の住所、氏名、電話番号を記入してください。

17 事業所用家屋の所有区分

該当する方を○で囲んでください。

18 備考(添付書類等)

- ・倒産、廃業、転出、事業継承、法人設立、休業、市内事業所なしなどいづれかに該当する場合は、その理由と年月日を記入してください。
- ・前年中に所有者の住所、氏名等に異動があった場合の異動年月日及び旧住所、旧氏名等の参考となる事項を記入してください。
- ・課税標準の特例に該当する資産を所有している場合は、添付する関係書類の名称、その適用条件を記入してください。
- ・その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となるべき事項がある場合は、その事項を記入してください。

19 前年までに取得したもの(イ)

令和7年1月1日までに取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。

20 前年中に減少したもの(ロ)

令和7年1月2日から令和8年1月1日までに減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。

21 前年中に取得したもの(ハ)

令和7年1月2日から令和8年1月1日までに取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。

22 取得価額の合計(ニ)

19～21までの計を記入してください。

2 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入例

◆前年度までの申告内容により、住所、氏名及び取得価額等を印字した申告書を同封します。
初めて申告される方へは印字された申告書は同封していません。

※ 所有者コード		※		令和8年度		種類別明細書 (増加資産・全資産用)		所有者名		枚のうち			
98765432								株式会社 唐津商事		1 枚目			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
行 番 号	資 産 の 種 別	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月	取 得 価 額	耐 用 年 数	減 価 残 存 率	価 額	評 価 標 準 の 特 別 注 記	評 価 標 準 額	増 加 事 由	摘 要
1						1 840 000			130 505				
2	6		プリンター	1	H25.10	160 000	5	0.631	8 000			1・2 3・4	
3	6		陳列ケース 商品ケース	2	H25.10	345 000	8	0.750	17 250			1・2 3・4	資産名称変更
4	6		ルームエアコン	1	H29.6	540 000	6	0.681	27 000			1・2 3・4	2台(360,000円) 他支店へ移動(R6)
5	6		タイムレコーダー	3	H25.4	800 000	5	0.631	40 000			1・2 3・4	R6.5月 廃棄
6	2		厨房設備	1	R6.6	1 000 000	8					1・2 3・4	
7	6		レジスター	1	R6.11	215 000	5					1・2 3・4	
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
小 計				7		3 740 000							

注意 「増加事由」の欄は 1新品取得 2中古品取得 3移動による受け入れ 4その他いずれかに○印を付けてください

第二十六号様式別表一

1 資産の種類

下記の種類に対応する1～6の数字を記入してください。
構築物=1、機械及び装置=2、船舶=3、航空機=4、
車両及び運搬具=5、工具・器具及び備品=6

2 資産コード

記入不要です。

3 資産の名称等

資産の名称及び規格等を記入してください。

4 数量

資産の数量を記入してください。

5 取得年月

取得した年月を記入してください。
(年号表記)昭和=S、平成=H、令和=R

6 取得価格

当該資産の取得価額を記入してください。
取得価額とは、償却資産を取得するために通常支出すべき金額です。
(当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、
据付費、その他の当該償却資産を事業の用に供するための費用を含む。)
※税込経理方式の場合は消費税込みで、税抜経理方式の場合は消費税抜きの
取得価額を記入してください。
※補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮を行った場合は、
圧縮前の取得価額としてください。

7 耐用年数

減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1,2,5,6に掲げる耐用年数を
記入してください。
なお、中古資産について、見積耐用年数による場合はその耐用年数を、
国税局長の承認を得て短縮耐用年数による場合はその耐用年数を記入してください。

8 増加事由

該当するものを番号を○で囲んでください。
新品取得=1、中古取得=2、企業内移動による受け入れ=3、
その他=4
※4の場合は、具体的な事由を記入してください。

9 摘 要

増加、減少等があった資産について次のような事項を記入して
ください。

(1) 減少の場合

当該資産が減少した事由と年月日
(ア)売却した場合:○年○月売却 (例)R7.8売却
(イ)廃棄した場合:○年○月廃棄 (例)R7.8廃棄
(ウ)移動:○年○月 ◇市へ移動 (例)R7.8 佐賀市へ移動
(エ)その他:減少日と減少の理由
※資産の一部が減少した場合は次のように記入してください。
例)R7.8 3台中2台(360,000円)を廃棄

(2) 増加の場合

(ア)資産を受け入れた場合:受入年月を記入してください。
(例:R7年7月受け入れ、R7年度まで佐賀市で申告 等)
(イ)特例・非課税資産である場合は、その適用条項
(例:第349条の3第1項)
(ウ)割賦販売資産等、法第342条第3項の規定の適用がある
資産は、その旨の表示と売主の名称等
(エ)短縮耐用年数を適用している資産は、その旨の表示
(オ)増加償却を行っている資産は、その旨の表示
(カ)その他当該資産の価格の決定に必要な事項

(3) その他

以前申告した資産の内容に修正がある
・耐用年数の修正があった場合 (例)耐用年数修正5年→7年
(他、取得価額等の修正も同様をお願いします。)